

生駒市訓令甲第1号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「及び生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）第11条第7号」を「、生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）第11条第7号及び生駒市下水道事業会計規則（令和2年3月生駒市規則第9号）第66条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。